

吸収分割に係る事後備置書類

東京建物株式会社
東京建物リゾート株式会社

2025 年 5 月 1 日

吸収分割に関する事後開示事項
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条
並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面)

東京都中央区八重洲一丁目 9 番 9 号
東京建物株式会社
代表取締役 小澤 克人

東京都中央区日本橋室町四丁目 3 番 18 号
東京建物リゾート株式会社
代表取締役 加藤 久利

東京建物リゾート株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び東京建物株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2025 年 3 月 26 日付けで締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 5 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社が営むビル賃貸事業及び土地賃貸事業（以下「本事業」といいます。）を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項は以下のとおりです。

第 1 本吸収分割が効力を生じた日

2025 年 5 月 1 日

第 2 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

1 反対株主の差止請求について（会社法第 784 条の 2）

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであるため、該当事項はありません。

2 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであるため、該当事項はありません。

3 新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

4 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2025 年 3 月 27 日付けの官報及び同日付けの日刊工業新聞において、本吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

第 3 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

1 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

2 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する簡易分割に該当するため、該当事項はありません。

3 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2025 年 3 月 27 日付けの官報及び同日付けの電子公告において、本吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

第 4 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 5 月 1 日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約の定めに従い、本事業に関する権利義務を承継いたしました。

第 5 本吸収分割に係る変更の登記の日

本吸収分割の効力発生日から 2 週間以内に行う予定です。

第 6 その他本吸収分割に関する重要な事項

会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、吸収分割承継会社の株主 1 名（保有株式のうち反対通知に係る株式数 79,000 株）より、吸収分割承継会社に対して、本吸収分割に反対する旨の通知がありました。